

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成29年3月9日

証拠説明書 (A号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

茅 根 熙 和



同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

濱 松 慎 治



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙A号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙A第124号証

証拠の標目	鑑定意見書
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成29年2月22日
作成者	小島圭二
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、地質工学・地質学の専門家として、長期地質現象の解析、岩盤物性の研究、地質調査等に関する研究を長年行っており、日本学術会議会員、日本応用地質学会会長、国際応用地質学会副会長等を歴任している小島圭二・東京大学名誉教授が、被告の依頼により、本件評価書の評価について、地質工学・地質学的視点から検証し、鑑定した結果を、鑑定意見書として取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、地質工学・地質学の専門家である小島名誉教授が、本件評価書における、旧トレンチのデータの取扱いやS-1南東部の追加調査データの取扱い、S-2・S-6の断層モデルの取扱い等について、それぞれの根拠と評価に至る説明性を検討した上で、本件評価書は「科学技術に係る文書として妥当性を欠くものと断じざるを得ない。」と結論していること</p>

	(準備書面(29)第2章第3の1(4)(24頁):本書証1 4頁)を明らかにする。
--	--

乙A第125号証

証拠の標目	鑑定意見書
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成29年2月23日
作成者	徳山明
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、地質学・構造地質学の専門家として、断層や褶曲等、地層や岩石の変形機構の解明、地殻変形結果の解析、岩石、地層及び広域の岩盤物性等の測定等に関わる研究を長年行っており、静岡大学教授、兵庫教育大学副学長、兵庫県防災会議地震動災害専門部会委員等を歴任している徳山明・元富士常葉大学学長が、被告の依頼により、本件評価書の評価について、地質学・構造地質学的視点から検証し、鑑定した結果を、鑑定意見書として取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、地質学・構造地質学の専門家である徳山元学長が、本件評価書について、シームの成因や規模が検討されておらず、評価対象が明確になっていないことを指摘した上で、S-1北西部のみが活動したとする想定、旧トレンチの4つの壁面という局所的なデータに依拠した判断、S-2・S-6に係るN0.2トレンチの判断等の本件評価書の主要な根拠について、「データや知見に対する事実誤認、知識の欠如を物語っている」と結論していること（準備書面(29)第2章第3の1(5)(24頁)：本書証18頁)を明らかにする。</p>

乙A第126号証

証拠の標目	鑑定意見書
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成29年3月2日
作成者	山崎晴雄
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、変動地形学の専門家として、活断層等による地震や地殻変動、地形発達・地質構造形成等に関わる研究を長年行っており、日本地質学会編集委員、日本第四紀学会評議員・幹事長等を歴任している山崎晴雄・首都大学東京名誉教授が、被告の依頼により、本件評価書の評価について、変動地形学的視点から検証し、鑑定した結果を、鑑定意見書として取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、変動地形学の専門家である山崎名誉教授が、本件評価書における、旧トレンチのスケッチの取扱い、S-2・S-6北端付近の凸状地形の取扱い、S-2・S-6に係るNo. 2トレンチ及びNo. 3トレンチのデータの取扱い等について検討した上で、「事実や知見の恣意的な取捨選択を行ない、解釈に不合理性がある以上、この評価書をことさら重視すべき理由はない。」と結論していること（準備書面(29)第2章第3の1(6)（25頁）：本書証2，15頁）を明らかにする。</p>

乙A第127号証

証拠の標目	<p>志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について（抜粋）</p> <p>（原子力規制委員会ウェブサイト http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigousei/power_plants/shika2/meeting/index.html よりダウンロード）</p> <p>[表紙，47ないし50，158，178，181，195ないし197，208頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年12月1日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	<p>本書証は，平成28年12月1日に開催された原子力規制庁による「志賀原子力発電所2号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング」において，被告が提出した資料であり，被告が実施した本件敷地内シームに係る更なる追加調査によって得られた調査データを取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって，以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<p>・被告は，本件敷地において，既にS-2・S-6付近において掘削深度1530メートルの大深度ボーリング（D-8.6孔）を実施しているところ，さらにVSP探査を実施し，当該ボーリング実施地点を通るように東西（海域含む）と南北に測線を配置</p>

し（東西測線は約3.1キロメートル（海域は約2キロメートル）、南北測線は約1.2キロメートルである。）、地表において50メートル間隔で発振点を設置して地震波を発振し、ボーリング孔内部に垂直に25メートル間隔で設置した受振点で当該地震波を収録したこと（準備書面(29)第3章第3（28, 29頁）：本書証47頁）

- ・被告は、既に本件敷地周辺において反射法地震探査を実施しているところ、更なる追加調査として、本件敷地においても、地表に25メートル間隔で上記地震波に係る受振点を設置し、反射法地震探査を実施したこと（準備書面(29)第3章第3（29頁）：本書証47頁）
- ・VSP探査及び反射法地震探査の結果、被告は、本件敷地の地下の地層や岩盤に何ら変位、変形が存在せず、本件敷地内シームの活動の痕跡は認められないことを確認したこと（準備書面(29)第3章第3（29頁）：本書証48ないし50頁）
- ・VSP探査及び反射法地震探査の結果は、本件敷地内シームがいずれも地下深部の地震発生層まで連続しないことを示すものであり、従前の調査結果を裏付けるものであること（準備書面(29)第3章第3（29頁）：本書証158, 178, 181頁）。
- ・被告は、本件敷地前面海域についてもVSP探査及び反射法地震探査を実施しているところ、その調査結果によれば、本件敷地前面海域の地下において

	<p>も、地層や岩盤に何ら変位、変形が存在せず、断層の存在を示唆するような構造は何ら認められないこと（準備書面(29)第3章第3（29頁）：本書証195ないし197，208頁）</p>
--	--